

令和5年2月27日
保育部保育運営・整備支援課

私立認可保育園における虐待（不適切な保育）及び区の取り組みについて（追加報告）

1 主旨

令和5年2月7日の福祉保健常任委員会にて報告した私立認可保育園における虐待（不適切な保育）及び区の対応について追加報告するとともに、区内施設における令和5年2月15日時点での虐待（不適切な保育）の状況と区の対応について報告する。

2 私立認可保育園における虐待（不適切な保育）に関する追加報告

（1）法人の対応

当該法人は令和5年2月1日に虐待行為についての結果報告を区に提出していたが、報告以外にも園児に対する暴力行為（「げんこつ」行為）がある旨の指摘を受けたことを踏まえ、追加調査を実施していた。その結果、暴力行為（「げんこつ」行為）を直接目撃したケースはなかったこと、第三者による更なる調査を継続することを内容とする追加報告が令和5年2月21日にあった。

なお、この追加調査結果については、2月3日（金）、10日（金）、17日（金）、24日（金）に保護者会を開催したが、その中で保護者から、「法人が実施したアンケートや面談の内容が報告書に十分反映されていない」旨の意見があり、その点についても、第三者からの助言を受けながら対応していくということも、あわせて報告を受けた。

（2）区の対応

引き続き保育課の職員（保育士）による巡回支援訪問や保育運営支援専門員の派遣を実施し、当該保育園の状況確認と、園運営の支援を続ける。

加えて、本件が長期化しているため、法人や園に対する区の支援について、3月22日に行う児童福祉審議会保育部会へ先んじて、部会長へ助言を求め、区の支援を強化する。

3 区内保育施設における虐待（不適切な保育）に関する報告

（1）区が把握した虐待件数および行為概要

この間の厚生労働省等による「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（以下「国調査」という。）に基づき集計を行い、令和4年4月1日～12月31日の間に12園において23行為を虐待行為として、件数を国へ報告している。これらすべてについて指導し改善を確認している。

今般、令和5年1月以降（2月15日受付分まで）における、対応済2園3行為、対応中1園1行為を含めた15園27行為について概要を報告する。

なお、本件については、令和5年3月22日に開催する「児童福祉審議会保育部会」において報告し、その際にいただいたご意見については改めて議会へ報告する。

○行為概要

※区が把握した内容に基づくが、事案の特定可能性に配慮したため表記にばらつきあり。

施設番号	項番	行為概要 (①②③④⑤は国調査に基づく行為類型)	事案把握の類型
		①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ ③罰を与える・乱暴な関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑤差別的な関わり	事案把握の類型
1	1	手を強く引く (①)	保護者・職員等からの通報
	2	押す、引っ張る、転ばせる、壁に押し付ける (③)	
	3	嫌がる子どもに強く水をかける (③)	
	4	気に入っている子どもを個人のスマートフォンで撮影 (④)	
<対応経過> (1) 巡回支援訪問時、園長から相談があった。 (2) 区は法人へ連絡し、職員（保育士）への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。 (3) 区は園に対して園長への電話や巡回支援訪問により指導、助言を行った。 ・園長等と職員の信頼関係に課題があったので、再構築を指導、助言。 ・保育の質向上のための研修の実施や人権チェックリストの活用方法を含めて指導、助言。 ・保育運営支援専門員を派遣し、継続的な支援を実施。 ⇒巡回支援訪問の回数を重ねるごとに、改善につながっていることを確認した。			
2	5	子どもへの注意にあたって、ふさわしくない言葉で指導を行った (②)	施設からの報告・相談
		<対応経過> (1) 園へ保護者から苦情及び事実確認の依頼があった。 (2) 園長が職員に事実確認を行ったところ、当該行為を確認した。 (3) 園長が職員を指導するとともに職員は園児と保護者に謝罪と丁寧な状況説明した。 (4) 園長が区へ報告した。 ⇒園長の職員指導、保護者対応が適切に行われたことを確認した。	
3	6	名前の呼び捨て (①)	保護者・職員等からの通報
	7	乱暴な声かけ (②)	
	8	厳しい叱責 (②)	
	9	自尊心を傷つけるような言動 (①)	
	10	食事に時間のかかる子どもへの乱暴な声かけ (②)	
	11	トイレを我慢させる (③)	
<対応経過> 本委員会報告案件（継続調査中）			

4	1 2	子どもの求めに対して拒否的な言動 (①)	巡回支援訪問 等で直接確認
	1 3	腕を引っ張る (③)	
<p><対応経過></p> <p>(1) 巡回支援訪問時、区職員が当該行為を確認した。</p> <p>(2) その場で園長に対して改善するよう指導した。</p> <p>(3) 再訪問し、保育の改善点・指導点を具体的に伝える。</p> <p>(4) 前回の訪問時の改善点について、園長が当事者へ指導し改善したことを確認した。 ⇒園長の指導力向上のための巡回支援訪問を通し、改善につながっていることを確認した。</p>			
5	1 4	どなる (①)	保護者・職員 等からの通報
	<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ保護者より、子どもから聞いた内容として通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 巡回支援訪問により園長による職員指導の状況や保育内容を確認し、人権チェックリストの早急な活用を含めて指導、助言を行った。</p> <p>(4) 園長が職員指導を行ったことを確認した。 ⇒職員自身が当該行為の見直しに向け取り組んでいることと、巡回支援訪問で園長の指導力向上のための支援を行うことにより、保育状況の改善を確認した。</p>		
6	1 5	子どもの心情に寄り添わない言動 (①)	保護者・職員 等からの通報
	<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ匿名の通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 複数回の巡回支援訪問や保育運営支援専門員の派遣により指導、助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長に全職員を対象とした定期的な人権チェックリストの活用、個別ヒアリング、法人と連携した研修の実施を指導、助言。 ・当該職員の変化、改善について、段階的に園長に確認。 <p>(4) 園長が職員指導を行ったことを確認した。 ⇒園長の指導力向上のための支援を具体的、継続的に行うことで、保育状況の改善を確認した。</p>		

7	16	威圧的な声 (③)	保護者・職員 等からの通報
	17	好きな子どもばかりをかわいがる (⑤)	
<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ保護者から通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、当該職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 巡回支援訪問で本人の保育を確認し、園長に指導、助言を行った。</p> <p>(4) 園長が当該職員へ指導したことを確認した。</p> <p>⇒園長の指導力向上のための指導を実施するとともに、園長と当該職員への指導方法について共に検討し、園が実践したことで保育状況の改善を確認した。</p>			
8	18	乱暴な言葉 (②)	保護者・職員 等からの通報
	19	子どもを傷つける否定的な言動 (③)	
<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ近隣から通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、当該職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 巡回支援訪問で園長、副園長と対応策を共に検討する中で、指導、助言を行った。</p> <p>(4) 園長が当該職員へ指導したことを確認した。</p> <p>⇒園長・副園長と当該職員への指導方法等について共に検討し、園が実践したことで保育状況の改善を確認した。</p>			
9	20	配慮を要する子どもへの対応不足、大きな声による指導 (④)	保護者・職員 等からの通報
<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ保護者から通報があった。</p> <p>(2) 区は施設を訪問し当該行為を確認した。</p> <p>(3) 保育室にいる全ての子どもたちの様子を把握できるように、職員の立ち位置を変えて保育室全体を見渡せるよう改善を指導、助言した。</p> <p>⇒施設訪問時に具体的な対応策を指導、助言を行い、改善を確認した。</p>			
10	21	威圧的な大きな声、乱暴な言葉かけによる指導 (②)	保護者、職員 等からの通報
<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ近隣から通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 園長が職員指導を行うとともに、区が施設訪問時に、経験の浅い職員に対して、職員同士の声かけやフォローができるように指導、助言を行った。</p> <p>⇒園長による職員指導、体制の見直しにより改善を確認した。</p>			

1 1	2 2	子どもの行動を急かすような乱暴な声かけ (②)	施設からの報告・相談
<p><対応経過></p> <p>(1) 園へ近隣から、当該行為の通報があった。</p> <p>(2) 園長が職員に事実確認を行ったところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 園長が全職員へ言葉かけの仕方などを指導した。</p> <p>(4) 園長が区へ報告した。</p> <p>⇒園の職員指導が適切に行われたことを確認した。</p>			
1 2	2 3	強い口調での注意、子どもの腕を強く引っ張っての誘導 (①)	施設からの報告・相談
<p><対応経過></p> <p>(1) 園長へ施設職員から、当該行為を行う職員を見たとの報告があった。</p> <p>(2) 園長が事実確認を行ったところ当該行為を確認したため、園が区に報告した。</p> <p>(3) 園が保護者へ謝罪するとともに、当該職員については系列園でのOJTを実施した。</p> <p>(4) 園が区へ今後の対応等を報告した。</p> <p>⇒園の職員指導、保護者対応が適切に行われたことを確認した。</p>			

○令和5年1月以降の案件（令和5年2月15日受付分まで）

<対応が完了した案件>

施設番号	項番	行為概要 (①②③④⑤は国調査に基づく行為類型)	事案把握の類型
		①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ ③罰を与える・乱暴な関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑤差別的な関わり	
1	1	子どもを急かす、強い口調 (①)	保護者・職員等からの通報
	2	払いのけ、バランス崩し転倒 (③)	
<p><対応経過></p> <p>(1) 区へ同じ公園にいた他園の園長より通報があった。</p> <p>(2) 区は園長へ連絡し、当該職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。</p> <p>(3) 区は園に対して園長へ巡回支援訪問等により指導、助言を行った。</p> <p>(4) 園長が当該職員の言動について指導したことを確認した。</p> <p>⇒園の職員指導が適切に行われたことを確認した。</p>			

2	3	どなる、大声をあげる、子どもが職員に怯える (①)	保護者、職員等からの通報
	<対応経過> (1) 区へ保護者から通報があった。 (2) 区は園長へ連絡し、当該職員への事実確認を指示したところ、当該行為を確認した。 (3) 区は園に対して園長へ巡回支援訪問等により指導、助言を行った。 (4) 園長が当該職員の言動について指導したことを確認した。 ⇒園の職員指導が適切に行われたことを確認した。		

<対応中の案件>

施設番号	項番	行為概要 (①②③④⑤は国調査に基づく行為類型)	事案把握の類型
		①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ ③罰を与える・乱暴な関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑤差別的な関わり	
1	1	子どもに対するわいせつ行為嫌疑 (①)	保護者、職員等からの通報
<対応経過> 警察による捜査中。			

(2) 再発防止の取組み【2月7日本委員会報告事項とその後の取組み】

①「子どもの人権チェックシート」「世田谷区の主な相談先」活用の徹底

区が作成した「子どもの人権チェックシート」、保育士が不適切な保育を感じた時の「世田谷区の主な相談先」の掲示の活用について、2月16日にすべての保育施設に周知し、活用状況の報告を求めている。引き続きすべての施設で活用することを確認し徹底する。

②世田谷区民間保育園連盟と連携した取組み

私立園の多くが加盟する世田谷区民間保育園連盟役員と区立園長会役員による「保育の質検討会議」を2月13日に第1回を開催した。意見交換を通じて、虐待行為の防止のためには、各園の主体的な取組みや保育士が他園の保育士と共に気軽に仕事の悩みを話せるつながりをもつことが重要なことを確認し、来月第2回以降具体策を検討する。

③保護者への相談窓口の周知徹底【一部追加】

区内保育施設を利用するすべての保護者の不安を払しょくするために、区立、私立、認可外の保育施設に対して、各施設と区への相談窓口を、保護者に改めて明確にするよう、周知徹底した。

さらに、区ホームページに「世田谷区内の保育施設における不適切な保育(虐待)通報について」のページを新たに開設し、従来からの電話等の相談窓口に加えて、新たに電子申請のしくみを利用して通報できるようにした。(別紙)

④保育の質の維持向上のための体制強化(組織改正)【再掲】

指導検査体制を強化して、私立保育園への年1回以上の指導検査を行う体制とする。

保育の質向上担当副参事を設置するとともに、園運営や保育内容について支援する担当を強化し、苦情や相談のあった施設に集中して支援にはいる。補助金支給などの給付に特化した担当を設置して、事務処理の正確性を確保する。

⑤保育事故防止カメラの設置の推進

国と都からの10分の10補助により、防犯カメラ等設置費が補助対象となることを2月13日の私立園長会においても、再周知し設置を進めるよう促した。

⑥区が把握した保育施設におけるすべての虐待（不適切保育）報告【再掲】

園名を除く、行為の内容、園が講じた対応策などを、年に1度、「児童福祉審議会の保育部会」（直近の開催予定：令和5年3月22日）に報告し意見を求める。審議会資料とあわせて審議会の際にいただいた意見についても議会へ報告する。

また、子どもの命に関わるような重大事故や著しく子どもの心身や人権を侵害する虐待行為、区が改善・再発防止の取組みに重点的に関与する事案については、園名を除き随時報告する。

くらし
手続き住まい
街づくり
環境仕事
産業子ども
教育
若者支援福祉
健康文化
スポーツ
生涯学習

区政情報

[ホーム](#) > [目次から探す](#) > [子ども・教育・若者支援](#) > [保育](#) > [世田谷区の保育の取り組み等](#) > 世田谷区内の保育施設における不適切な保育(虐待)通報について

世田谷区内の保育施設における不適切な保育(虐待)通報について

最終更新日 令和5年2月17日 ページ番号 202671

概要

区内すべての保育施設における不適切な保育(虐待行為)を防止し、お子さんが安心して保育施設をご利用いただけるよう、区では様々な取り組みを進めています。その一環として、保育施設での不適切な保育(虐待行為)をいち早く把握し早期に対応するため、電子申請でも通報を受け付けることとしました。

本窓口の対象は、保育中の不適切と思われる行為に関する事で、次の方からの通報を受け付けます。

- 行為を受けたお子さんの保護者や関係者の方
- 行為を見たり聞いたりした保護者、保育職員や園関係者の方
- 園外保育等での行為を確認された近隣の方 など。

※対象となる行為の時期は問いませんが、行為から時間が経過している場合は、事実確認が困難となる場合があります。

初めは小さな行為であっても、取り返しのつかない大きな行為となっていくことがあります。些細なことでも、日常の保育の気になることや違和感を持った際には、本窓口をご利用ください。なお、通報者の秘密は守られます。

通報の流れ

不適切な保育(虐待行為)の受け付けは、下記の「通報方法」のいずれかの方法で受け付けます。また、対象となるお子さんの利用する施設種別や、通報内容を施設側へ明らかにすることを希望されるかにより、流れが異なります。具体的な流れや通報後の対応につきましては、通報内容に関する確認を行う際にご案内します。

基本的な流れ

- (1)通報の受理:通報者の秘密は守られます。
- (2)通報内容の確認:区役所内の関係各課で内容の共有等を行います。
- (3)通報者への確認:通報を受理してから4日以内を目途に、具体的な内容を確認するため、担当課より通報者へ事実確認を行います。
- (4)園への確認や指導:通報者の保護を前提に、対象施設への事実確認や区の基準にもとづく指導監督を実施します。

通報方法



イベント・観光情報

区政の窓口・所在地
本庁舎・総合支所
くみん窓口・出張所・まちづくりセンター
土曜日の開庁窓口

以下の方法で世田谷区保育課へ通報ができます。

(1) 電子申請(スマートフォン・パソコン)による通報

[「電子申請はこちら」](#)から申請してください。

(2) 電話による通報

電話による通報は、それぞれの施設担当で受け付けます。

区立保育園に関すること:区立保育園運営担当 電話番号03-5432-2319

私立保育園、認定こども園、小規模保育事業に関すること:教育・保育施設担当 電話番号03-5432-2320

認証保育所、保育室、保育ママに関すること:認可外保育施設担当 電話番号03-5432-2324

その他認可外保育施設に関すること:認可外保育施設担当 電話番号03-5432-2224

※番号のおかけ間違いにお気をつけください。

(3) ファクシミリによる通報

ファクシミリによる通報を受け付けます。

ファクシミリ03-5432-3018

対象施設や行為など、可能な限り具体的な記載をお願いします。

※送信先の番号の間違いにお気をつけください。

(4) 郵送による通報

郵送による通報を受け付けます。

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区保育課 までお送りください。

対象施設や行為など、可能な限り具体的な記載をお願いします。

(5) 区長へのメール(区政へのご意見)による通報

区ホームページより通報が可能です。[区長へのメール\(区政へのご意見\)](#)にて受け付けます。対象施設や行為など、可能な限り具体的な記載をお願いします。

このページについてのお問い合わせ先

保育課保育育成支援担当

電話番号 03-6453-4837

ファクシミリ 03-6453-4856

[ホーム](#) > [目次から探す](#) > [子ども・教育・若者支援](#) > [保育](#) > [世田谷区の保育の取り組み等](#) > 世田谷区内の保育施設における不適切な保育(虐待)通報について



世田谷区
SETAGAYA CITY

法人番号 1000020131121